

伝聞法則：他人から聞いた話を証拠としていいのか。原則、証拠能力の否定

320条1項

伝聞か非伝聞か…立証の趣旨を確認する

伝聞調書とは、事実認定をする裁判所の面前での反対尋問を経ない供述調書をいうが、かかる伝聞証拠の証拠能力は原則として否定される。（伝聞法則、320条1項）

なぜなら、供述証拠は、知覚・記憶・叙述の過程を経て、公判に顕著されるため、その過程に誤りが混入する危険性がある。そこで、誤判防止のためにはかかる誤りを供述者に対する反対尋問によってチェックする必要があるからである。

かかる伝聞証拠の趣旨からすれば、伝聞証拠が適用されるのは、原供述の内容の真実性を反対尋問によってチェックする必要がある場合に限られる。

すなわち、伝聞証拠にあたるか否かは、要証事実との関係で相対的に決せられる。

まず、要証事実が何なのか、

そうであるなら、伝聞なのか、非伝聞なのか